No.392

61&GROV

2020

2020/12/1 発行



今の苦労を来る年に活かそう

令和 2 年はコロナに翻弄され後世忘れられない 年になりました。

少しタカをくくり、いずれそのうち、なんの、な んの、いつ収束を見るかもわかりません。

世の中のいろいろな仕組み、既成概念の変換を求 められています。

働き方、教育現場、医療現場、旅行や娯楽、イベ ント、交通手段…

いままで余計なことをやっていたのかしら、無駄 だったのかしら、と思わずにはいられません。

しかし、無駄とはいうものの無駄も必要で、潤い やコミュニケーションには欠かせません。

というわけで、今の在宅、オンラインでの仕事や 教育について、今後見直しされることと思います。 ものごとの完結にはやはり face to face が求められ ます。

人生も社会現象も山と谷、陰と陽が存在します。 陰をやがて来る陽に転換する。

陽は陰の時期に、陽のタネをまかねば、やがてや ってくる陽には花が咲きません。

まして芽が出ません。

その陰とは「今」でしょう。

私も焦ります。タネとは何でしょう。

ひとつのヒントは社員さんの力を借りる、会社一 丸となる。社員さんを大事にする。そして尊敬する ことでしょう。

たとえ社員一人の会社でもです。

人の希望というエネルギーは偉大です。



皆様今年も大変お世話になりました。来る年が豊 かな佳き年になりますよう… 字久田進治



「税金のウラにあるもの」とは・・・ 研究室より

12 月研究室メンバー @ 佐藤、雨谷、宇久田(秀雄)

今年もあっという間に師走となりました。とは言ってもかなり特別な年となってしまいましたね。コロナ禍での私共税理士事務所の業界は、3 月の確定申告期限の延長からはじまり、顧問先様の緊急対策融資や給付金等への対応、納税猶予への対応等が続きました。皆様方のお仕事でもイレギュラなことが多かったのではと思います。12 月になりますと来年度の税制改正案となる「税制改正大綱」に注目が集まります。例年次年度の改正案が12月中旬に発表され閣議決定されるのですが、実はこの大綱の発表よりずっと前から政府与党の税制調査会等ではこの改正案作成まで繰り返し議論がされています。この議論の中では改正案の根拠、つまり税金による政府の政策が盛り込まれます。今月の研究室ではこれまでの税制に対し政府がどのような意図を持っていたかに着目してみました。

●法人向け定期保険の税務取扱の訂正

① 改正の背景

ここ数年、法人税法の規定の範囲内で、生命保険各社が過度に解約返戻率の高い全損商品を販売したことがきっかけとなり、今回の改正が行われました。本来の「掛け捨てが全損であり、資産性の高いものは資産計上」という基本的な考え方を反映させるため、従来は保険期間によって保険料の損金算入割合が決まっていましたが、今回の改正ではピークの解約返戻率(最高解約返戻率)によって損金算入割合を決める内容となっています。

② 適用時期と対象となる保険商品

2019 年 7 月 8 日以後に新たに契約する保険契約に係る保険料について適用し、その対象は解約返戻金のある、 保険期間が 3 年以上の定期保険又は第三分野保険が対象となります。

③ 損金算入額の計算

最高解約返戻率が50%以下の場合→全額損金算入となります。

" 50%超の場合 →解約返戻率の高さに応じて、損金算入の比率が変わります。

④ 今後の保険の活用方法

今まで、法人の定期保険は節税目的としての活用が多かったと思いますが、今後は以下のような活用方法 に検討してみてはいかがでしょうか?

●役員退職金の積み立て●従業員の福利厚生の向上●etc…

● 消費税 「小さく生んで大きく育てる・・・」(与党と財務省の考え方)

皆さま、消費税が導入された際の税率を覚えていらっしゃいますか…?平成元年4月1日、大変大きな間接税で国民の大 反発を受けながらの導入でしたので記憶に残っていらっしゃる方が多いと思います。

税率の変遷は導入時が3%、平成9年4月1日に5%、平成26年4月1日に8%、令和元年10月1日に10%(軽減税率あり)と3回引上げが行われています。この事実だけでも「表題の意味」、お解かり頂けますでしょうか・・・。この表題は実際に消費税の初期導入時に国税庁で税制改正の現場におられた方の発言です。

実は消費税におけるこの表題の意味は税率のみではありません。免税事業者の範囲が3,000 万円以下から1,000 万円以下に変更されたことや特定期間の創設といった免税事業者の範囲の縮小、簡易課税制度の適用縮小や事業区分の見直し(いず



れも事実上の税負担増)といったことがこれまでじわじわと改正されてきています。また令和 5 年 10 月 1 日からはインボイス制度の導入(詳しくはまた改めて・・・・)が決まっており、小規模事業者においては消費税の取扱いにつき税負担増十事務負担増ともなりうる変更が迫っています。高齢化社会における目的税としての意味も理解できますが、国民の実負担に直結することですから、政府の意向には注視していくことも必要ですね。



湘南エリア顧客シェアNo.1

創業 52 年●品質第一(株)東神クリーンタオル

今月は湘南エリアを中心に飲食店を始めとした様々な業種のお客様へ布おしぼりを提供されている『株式会社 東神クリーンタオル様』のご紹介です! 品質は業界トップレベルで、衛生面は勿論ですが「きめ細やかな配送シ ステム」と「おしぼりの巻き方」に非常に工夫とこだわりをもっておられ、おしぼり1本1本に想いを込められており ます。今回製品へのこだわりを湘南工場にて取材させて頂きました!

製造担当の責任番号です。 包装・検品者の確認ができます。

品質保証





湘南工場では、熟練されたパートさんが布おし ぼりを1本1本手作業で真心を込めて巻いて おり、品質確保のため全ての製品には責任者番 号が記載されています。

厚生労働省がコロナウィルスの除菌にも有効 であると定めている"次亜塩素酸ナトリウム" を全ての洗浄工程に用いることにより、衛生面 の安心と安全を確保しています。

また、全ての製品には*衛生マークが印字され ており、厚生労働省が定めた衛生基準を満たし ていることが証明されています。

この時期だからこそ



布おしぼり を使用

アルコール割 を使用 73 50%

アルコール消毒 すれば更に安心

208

- ◆布おしぼりは熱湯洗浄及び次亜塩素酸ナト 用いた殺菌消毒処理を行っています。
- **▶「衛生マーク」のついた布おしぼりは、厚生労働**役 の高い衛生基準をクリアしています。

※厚生労働省「環指 157 号」おしぼりの衛生的処理に関する ※除菌率は第三機関東京食品技術研究所調べによる

CLEAN TOSHIN CLEAN TOWEL TOWEL 株式会社東神グリーシダオル তত 0120-33-1845



おしぼりによる「拭き取り効果」は、手洗い と同等の除菌効果が認められています。アル コールと併用することにより、更に安心です。 入店前に手を布おしぼりで拭き取って頂くこ とで、店内へのウィルスの侵入を防ぐことが できます。夏は冷たく、冬は温かくしてご提 供することでお客様にリラックスして頂く事 もできます。こんな時期だからこそ、お店、 会社、フロント、応接室等に布おしぼりを活 用されてはいかがでしょうか。

飲食店以外にもこんな業種の方々にも喜ん で頂いています保育園、幼稚園、フィットネスクラ ブ、学習塾、産婦人科、カーディーラー、エステサロン、老 人介護施設…等



今年は新型コロナウィル スの影響で皆様大変な ご苦労があったかと存じ ます。しかし、こんな時だ からこそ布おしぼりの効 果を知って頂き、安心と 安全をご提供できればと 思っております。

> * 広報戦略室 * 日下明日香さん

当事務所の感染症対策について









これから確定申告シーズンとなりますが、お客さまにご安心してお越し頂き、またスタッフの安全にも留意するため、以下の感染症対策を実施しております。

- ・店内入り口に手指用の消毒液の設置
- マスク着用の徹底
- ・手洗いと消毒の徹底
- ・室内の換気
- •アルコール消毒液・次亜塩素酸水などを使った清掃
- 毎日の検温を含む従業員の体調管理と報告
- ダスキンのプラズマクラスター2台設置
- ・玄関のマットは縦置き



- ・打ち合わせの際のお茶は、ペットボトルのお茶へ変更させて 頂きました。
- ・(株)東神クリーンタオル様おしぼり設置
- (*ふきとり効果*前ページにてご紹介しております!)

来年も引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。









*** 表彰をうけました ***

長年「森林ボランティア」で近隣の青少年の育成に貢献したとして 藤沢市教育委員会から表彰を受けました。

ボランティアとはいうものの、元気をもらったのは私の方です。

追伸:『宇久田進治伝言板Ⅱ』発刊させて頂きました。ご笑納下さい。



*** さわやか十曜塾 ***

12月12日土曜日に予定しておりました公開セミナー「さわやか土曜塾」は 残念ではございますが、感染症対策により非公開所内研修とさせて頂きます。

次回日程はまた随時ご案内させてください。

次回1性はよた腕門に来げるとく/にでい。

今年も大変お世話になりました。

皆様どうぞお身体に気をつけて、ステキなお正月をお迎えください。

【当事務所年末年始休暇】 2020 年 12 月 29 日火曜日~2021 年 1 月 4 日月曜日



辻堂テラスモール前

〒251-0042 神奈川県藤沢市辻堂新町 1-1-2 クロスポイント湘南 6F TEL 0466 (36) 0627 FAX 0466 (33) 4892 URL: https://www.ukuta.net/ お読みになったご感想、お読みになりたい記事等のご意見をお聞かせくだされば幸いです。